

社会福祉法人 上砂川町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上砂川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 本会は、会長に職務執行の対価として年額 50,000 円の報酬を支給し、その他理事、監事については支給しない。

2 前号の規程にかかわらず、一般職及び特別職の地方公務員並びに本会職員には、報酬を支給しない。

(会議出席費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため役員会及びその他の会議等に参加したときは、1,000 円の費用弁償を支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 上砂川町社会福祉協議会評議員の報酬及び費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上砂川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 報酬は評議員には支給しない。

(会議出席費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため評議員会及びその他の会議等に出席したときは、1,000円の費用弁償を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。